

新旧ラベル比較

白塩酸 (20kg)

旧

塩酸 (白塩酸)

〈成分 塩化水素 35%含有〉 NET 20 kg

医薬用外劇物

食品添加物

危険






指針番号 157
国連番号 1789

【危険有害性情報】

- ・飲み込み/吸入すると有害
- ・重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
- ・吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
- ・臓器(呼吸器系)の障害
- ・長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(呼吸器系、歯)の障害
- ・水生生物に非常に強い毒性

【安全対策】

- ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・環境への放出を避けること。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・取扱時の詳細は、安全データシート(SDS)を参照して下さい。

【使用基準】

- ・最終食品の完成前に中和又は除去しなければならない

【応急処置】

- ・飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・皮膚(又は髪)に付着した場合: 流水/シャワーで洗うこと。
- ・吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
- ・気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。

【保管】

- ・涼しい所/換気の良い場所で施錠して保管すること。

【廃棄】

- ・内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

製造者  **要薬品株式会社**

本社: 大阪市西区京町堀3丁目2番7号
製造所: 堺市西区築港浜寺西町8番地18
お問い合わせ先: 06-6445-0444

新

塩酸 (白塩酸)

〈成分 塩化水素 35%含有〉 NET 20 kg

医薬用外劇物

食品添加物

危険






指針番号 157
国連番号 1789

【危険有害性情報】

- ・金属腐食のおそれ
- ・飲み込むと有害
- ・吸入すると有害
- ・重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
- ・吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
- ・呼吸器系の障害
- ・長期にわたる、又は反復ばく露による歯、呼吸器系の障害
- ・水生生物に非常に強い毒性

【安全対策】

- ・他の容器に移し替えないこと。
- ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・環境への放出を避けること。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・取扱時の詳細は、安全データシート(SDS)を参照して下さい。

【使用基準】

- ・最終食品の完成前に中和又は除去しなければならない

【応急処置】

- ・飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。医師に連絡すること。
- ・皮膚(又は髪)に付着した場合: 流水/シャワーで洗うこと。
- ・吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合: 医師に連絡すること。
- ・物質被害を防止するため流出したものを吸収し回収すること。

【保管】

- ・施錠して保管すること。
- ・耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管すること。

【廃棄】

- ・内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

製造者  **要薬品株式会社**

本社: 大阪市西区京町堀3丁目2番7号
製造所: 堺市西区築港浜寺西町8番地18
お問い合わせ先: 06-6445-0444

新旧ラベル比較

白塩酸 (10%以上)

旧

塩酸(白塩酸)

(成分 塩化水素 %含有)
 NET kg

医薬用外劇物

食品添加物 (10~36%)

危険






【危険有害性情報】

- ・吸入すると有害
- ・重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
- ・吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
- ・臓器(呼吸器系)の障害
- ・長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(呼吸器系、歯)の障害
- ・水生生物に毒性

【安全対策】

- ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・環境への放出を避けること。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・取扱時の詳細は、安全データシート(SDS)を参照して下さい。

【使用基準】

- ・最終食品の完成前に中和又は除去しなければならない
- ・飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・皮膚(又は髪)に付着した場合:流水/シャワーで洗うこと。
- ・吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。
- ・気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。

【応急処置】

- ・飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・皮膚(又は髪)に付着した場合:流水/シャワーで洗うこと。
- ・吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。
- ・気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。

【保管】

- ・涼しい所/換気の良い場所で施錠して保管すること。

【廃棄】

- ・内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

製造者 要薬品株式会社

本社:大阪市西区京町堀3丁目2番7号
 製造所:堺市西区築港浜寺西町8番地18
 お問い合わせ先:06-6445-0444

新

塩酸(白塩酸)

(成分 塩化水素 %含有)
 NET kg

医薬用外劇物

食品添加物 (10~36%)

危険






【危険有害性情報】

- ・金属腐食のおそれ
- ・飲み込むと有害
- ・吸入すると有害
- ・重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
- ・吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
- ・呼吸器系の障害
- ・長期にわたる、又は反復ばく露による歯、呼吸器系の障害
- ・水生生物に非常に強い毒性

【安全対策】

- ・他の容器に移し替えないこと。
- ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・環境への放出を避けること。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・取扱時の詳細は、安全データシート(SDS)を参照して下さい。

【使用基準】

- ・最終食品の完成前に中和又は除去しなければならない
- ・飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。医師に連絡すること。
- ・皮膚(又は髪)に付着した場合:流水/シャワーで洗うこと。
- ・吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。
- ・次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合:医師に連絡すること。
- ・物質被害を防止するため流出したものを吸収し回収すること。

【応急処置】

- ・飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。医師に連絡すること。
- ・皮膚(又は髪)に付着した場合:流水/シャワーで洗うこと。
- ・吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。
- ・次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合:医師に連絡すること。
- ・物質被害を防止するため流出したものを吸収し回収すること。

【保管】

- ・施錠して保管すること。
- ・耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管すること。

【廃棄】

- ・内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

製造者 要薬品株式会社

本社:大阪市西区京町堀3丁目2番7号
 製造所:堺市西区築港浜寺西町8番地18
 お問い合わせ先:06-6445-0444

新旧ラベル比較

白塩酸 (10%未満)

旧

塩酸 (白塩酸)

(成分 塩化水素 %含有)
NET kg

食品添加物 (10%未満)

危険





指針番号 157
国連番号 1789

【危険有害性情報】

- ・吸入すると有害
- ・重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
- ・吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
- ・臓器(呼吸器系)の障害
- ・長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(呼吸器系、歯)の障害
- ・水生生物に毒性

【安全対策】

- ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・環境への放出を避けること。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・取扱時の詳細は、安全データシート(SDS)を参照して下さい。

【使用基準】

- ・最終食品の完成前に中和又は除去しなければならない
- ・飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・皮膚(又は髪)に付着した場合: 流水/シャワーで洗うこと。
- ・吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
- ・気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。

【応急処置】

- ・飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・皮膚(又は髪)に付着した場合: 流水/シャワーで洗うこと。
- ・吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合: 医師に連絡すること。
- ・物質被害を防止するため流出したものを吸収し回収すること。

【保管】

- ・涼しい所/換気の良い場所で施設して保管すること。

【廃棄】

- ・内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

製造者 要薬品株式会社

本社: 大阪市西区京町堀3丁目2番7号
製造所: 堺市西区築港浜寺西町8番地18
お問い合わせ先: 06-6445-0444

新

塩酸 (白塩酸)

(成分 塩化水素 %含有)
NET kg

食品添加物 (10%未満)

危険





指針番号 157
国連番号 1789

【危険有害性情報】

- ・金属腐食のおそれ
- ・吸入すると有害
- ・重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
- ・吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
- ・呼吸器系の障害のおそれ
- ・長期にわたる、又は反復ばく露による歯、呼吸器系の障害のおそれ
- ・水生生物に毒性

【安全対策】

- ・他の容器に移し替えないこと。
- ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱後はよく手を洗うこと。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。
- ・環境への放出を避けること。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・取扱時の詳細は、安全データシート(SDS)を参照して下さい。

【応急処置】

- ・飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・皮膚(又は髪)に付着した場合: 流水/シャワーで洗うこと。
- ・吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合: 医師に連絡すること。
- ・物質被害を防止するため流出したものを吸収し回収すること。

【保管】

- ・涼しい所/換気の良い場所で施設して保管すること。
- ・耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管すること。

【廃棄】

- ・内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

製造者 要薬品株式会社

本社: 大阪市西区京町堀3丁目2番7号
製造所: 堺市西区築港浜寺西町8番地18
お問い合わせ先: 06-6445-0444